

## 3

## 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

## (1) 気候変動・環境

気候変動を始めとする地球環境問題は、持続可能な開発目標（SDGs）でも言及されており、近年の異常気象や大規模自然災害の発生も受け、国際社会が連携して取り組むべき一刻を争う重要な課題です。2023年に日本が議長国を務めたG7広島サミットの首脳宣言においても、我々の地球が直面する3つの世界的危機として、気候変動、生物多様性の損失および汚染が挙げられました。これまでも日本は、こうした問題の解決に向けて精力的に取り組んできており、生物多様性条約や国連気候変動枠組条約などの主要な国際環境条約の資金メカニズムである地球環境ファシリティ（GEF）<sup>解説</sup>ではトップドナー国の一つとして開発途上国支援も行っています。

## 日本の取組

## ■ 気候変動問題

気候変動問題は、世界のあらゆる国々の持続可能な開発にとっての脅威であるとともに、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題でもあります。その対応には全ての国が共に取り組む必要があり、先進国のみならず、開発途上国も含めた国際社会の一致した取組の強化が求められています。先進国と開発途上国の全ての国が排出削減に取り組む枠組みとして、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年）においてパリ協定が採択され、2016年に発効しました。

日本は、2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2021年4月には2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減すること、また50%の高みに向けて努力を続けることを宣言しました。2021年10月には、これらの目標を反映した「国が決定する貢献（NDC）」<sup>注53</sup> および「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を国連に提出しました。

2021年6月のG7コーンウォール・サミットでは、2021年から2025年までの5年間における官民合わせて6.5兆円相当の支援を表明しました。また、同年のCOP26では、新たに5年間で官民合わせて最大100億ドルの追加支援を行う用意があることや、適応分野の支援を倍増し、5年間で1.6兆円相当の適応支援を実施していくことを表明しました。

## (COP28)

2023年11月30日から12月13日には、COP28がアラブ首長国連邦のドバイで開催されました。COP28では、1.5度目標<sup>注54</sup>を含むパリ協定の目標達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイクに関する決定、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定等が採択されました。また、会期中の12月1日から2日に開催された「世界気候行動サミット」には岸田総理大臣が出席し、多様な道筋の下で全ての国がネット・ゼロという共通の目標に向けて取り組むべきことなどを訴えました。



マーシャル諸島のマジユロ環礁（ロンロン島）で、緑の気候基金（GCF）を通じた気候変動に強靱な水セキュリティ事業の一環で設置された現地組み立て式貯水タンクの設置式典に参加する国連開発計画（UNDP）日本人職員（写真：UNDP）

## (公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）)

COP26において、フランス、ドイツ、英国、米国、EUが南アフリカを対象に立ち上げた「公正なエネルギー

<sup>注53</sup> 締約国は、温室効果ガス排出削減目標やそれを達成するための対策をNDC（National Determined Contribution）として定め、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出することになっている。

<sup>注54</sup> 地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて1.5度未満に抑える目標。

ギー移行パートナーシップ (JETP)』は、2022年6月のG7エルマウ・サミットで、対象国がインド、インドネシア、ベトナム、セネガルへ拡大しました。日本は米国と共にインドネシアJETPの共同リード国となり協議を進めました。2022年11月15日には、日本、米国などのパートナー国とインドネシアとの間で、石炭から再生可能エネルギーへの移行に向けたインドネシアの取組を支援する「インドネシアJETPに係る共同声明」が合意されました。また、同年12月14日、日本を含む支援国グループとベトナムとの間で「ベトナムとの『公正なエネルギー移行パートナーシップ』立ち上げに関する政治宣言」について一致しました。

### (緑の気候基金 (GCF))

多国間支援に関して、日本は、世界最大の多国間気候基金である緑の気候基金 (GCF) [解説](#)を通じた開発途上国支援を行っています。日本は、同基金にこれまでに合計最大約3,190億円を拠出してきました。さらに、2024年から2027年の第2次増資期間では、日本は第1次増資と同規模の最大1,650億円を拠出する意向を表明しています。GCFでは、2023年12月までに243件の支援事業が承認・実施されており、全体で30億トンの温室効果ガス削減と、適応策支援による10億人への裨益が見込まれています。また、日本からは、JICA、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行が、GCFの事業案件を形成する「認証機関」として承認されており、これまでに(株)三菱UFJ銀行による3つの事業(サブサハラ・中南米7か国における持続可能な民間森林事業(2020年3月)、開発途上国によるグリーン債発行支援事業(2022年10月)およびアジア・アフリカ・中南米19か国におけるブレンデッド・ファイナンスによる緩和・適応支援事業(2023年10月))と、JICAによる2つの事業(東ティモールにおける森林保全事業(2021年3月)およびモルディブにおける気候強韌性強化事業(2021年7月))が採択されました。

### (二国間支援)

二国間支援の具体例としては、日本はサモアにおいて、無償資金協力を通じて建設を支援した太平洋気候変動センターに対し、気候変動対策に関する専門家を



サモアにおいて日本が無償資金協力を通じて建設を支援した太平洋気候変動センター (写真: JICA)

派遣しています。日本は同センターを通じて気候変動に脆弱な太平洋島嶼国の人材育成に努めています。本支援を行うことにより、気象災害を事前に適切に予測する能力が向上し、大洋州14か国の1,000万人を超える人々に広く裨益することが期待されます。また、国連開発計画 (UNDP) と連携して、サモア、パプアニューギニア、バヌアツおよび東ティモールにおける環境重視による変革を支援しています。

アフリカ地域では、2022年8月に開催されたTICAD 8において、(i) オーナーシップと共創、(ii) 機動的な資金動員、(iii) 多様なパートナーとの連携によるアプローチにより、日本の貢献を最大化することを目的として、気候変動への対応を行い脱炭素へのエネルギーの構造転換を目指す「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」が立ち上げられ、このイニシアティブの下、アフリカの持続的な成長に資する様々な取組が進められています。

### (「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC)」構想)

岸田総理大臣は2022年の施政方針演説において、アジアの脱炭素化を目指すためのプラットフォームとして、「アジア・ゼロエミッション共同体 (AZEC)」構想を発表しました。2023年3月には、ASEAN諸国およびオーストラリアを招待の上、AZEC閣僚会合を開催し、協力枠組みとしてのAZECを立ち上げました。12月には初めてとなるAZEC首脳会合を開催し、カーボンニュートラルの大きな目標を共有しつつ、その目標を達成する上で多様な道筋を尊重すること、脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の3つを両立させることを確認するとともに、今後もAZEC構想の下での取組を通じて、アジアの脱炭素化および

世界の持続的な発展にパートナー国<sup>注55</sup>と共に貢献していくことを強調しました。

### (二国間クレジット制度 (JCM))

また、開発途上国における気候変動対策支援の一つとして、優れた脱炭素技術などを、開発途上国を始めとする世界のパートナー国に展開していく「二国間クレジット制度 (JCM)」<sup>解説</sup>を推進しています。これにより、パートナー国の温室効果ガスの排出削減に貢献し、その成果の一部をクレジットとして取得し、日本の削減目標達成にも活用することができます。日本は2013年に、モンゴルとの間で初めて、JCM実施に係る協力覚書に署名したことを皮切りに、2022年までに25か国との間でJCMを構築し、2023年には新たに3か国と協力覚書に署名しました。2023年末までに、インドネシア、カンボジア、タイ、ベトナム、モンゴル、ラオス、バングラデシュ、モルディブ、パラオ、サウジアラビア、ケニアにおいて、省エネルギーや再生可能エネルギーなどに関する68件の事業からJCMクレジットが発行されており、JCMは世界全体での温室効果ガスの排出削減に寄与しています。

日本は引き続き、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向けて、国際社会を主導していきます。

### ■ 生物多様性の主流化

近年、人類の活動の範囲、規模、種類の拡大により、生物の生息環境の悪化、生態系の破壊に対する懸念が深刻になってきています。日本は、生物多様性条約<sup>解説</sup>第10回締約国会議 (COP10) (2010年) を愛知県名古屋市で開催するなど、生物多様性分野の取組を重視しています。また、日本は、開発途上国の能力開発を支援するため、生物多様性日本基金<sup>注56</sup>に拠出しています。2022年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) 第二部がカナダ・モントリオールにおいて開催され、新たな世界目標である「昆明<sup>こんめい</sup>・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。日本として、この枠組みに示された「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という2030年

ミッション、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを目指し、引き続き貢献していきます。COP15を踏まえ、締約国には生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められていますが、日本は同戦略の見直しの検討をいち早く進め、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。

また、近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つになっていることが、国際社会で問題視されています。日本は、ワシントン条約関連会合での議論に積極的に貢献するとともに、同条約が実施するプロジェクトへの拠出などを通じて、国際社会と協力してこの問題の解決に取り組んでいます。具体的な取組として、日本はアフリカを中心にゾウの密猟対策を実施するための施設の建設などを支援しています。

### ■ 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、海洋の生態系、観光、漁業および人の健康への悪影響が懸念されている喫緊の課題として、近年、その対応の重要性が高まっています。2019年のG20大阪サミットで日本が主導した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は、2023年12月時点で87の国と地域に共有されています。同ビジョンの実現に向け、日本は、(i) 廃棄物管理 (Management of Wastes)、(ii) 海洋ごみの回収 (Recovery)、(iii) イノベーション (Innovation)、(iv) 能力強化 (Empowerment) に焦点を当てた、「マリーン (MARINE) ・イニシアティブ」を立ち上げました。日本は、同イニシアティブの下で、世界全体の実効的な海洋プラスチックごみ対策を後押しするため、開発途上国における廃棄物管理に関する能力強化およびインフラ整備などを支援しています。

2023年9月、上川外務大臣は、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第5回会合に出席し、ブルーカーボン<sup>注57</sup> 関連の取組等の日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していく旨を述

<sup>注55</sup> AZECパートナー国は、インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、日本、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ラオス。

<sup>注56</sup> 開発途上国の能力養成を行うことを目的として、COP10議長国であった日本が生物多様性条約事務局に設置した基金。

<sup>注57</sup> 沿岸・海洋生態系に取り込まれ、土壌への蓄積や海底へ沈降する炭素のこと。



タイでの技術協力「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」において、タイランド湾の海岸線視察を行う様子（写真：JICA）

べつつ、プラスチック汚染対策について、5月のG7 広島サミットでコミットした2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心（詳細は、第1部2の8ページを参照）を、多くの国と共有することを期待する旨を述べました。また、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会のプロセスにおいても、多くの国が参加する効果的かつ進歩的な条約を実現するために、日本として引き続き積極的に交渉に関与していく旨を述べました。

日本は、海洋環境保全の分野において、海洋プラスチックごみ対策への支援を行っています。JICAを通じた開発途上国への専門家派遣および開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力としては、2023年には、技術協力として課題別研修「海洋ごみ対策のための廃棄物管理」を実施しました。

2018年の日ASEAN首脳会議において表明した、海洋プラスチックごみ対策に関するASEANに対する支援を拡大する一環として、2019年以降、ASEAN諸国における海洋プラスチックごみ削減を中心とする環境保全のための人材育成、啓発および広報活動なども実施しています。2023年には、日・ASEAN統合基金（JAIF）<sup>注58</sup>を通じて、ASEAN各国の行動計画策定などを通じた海洋ごみ削減のための能力強化やASEAN地域のプラスチック資源循環促進支援を行いました。また、マイクロプラスチック・水質汚濁対策に関するASEAN諸国の地方自治体の能力開発強化や

漁業からの海洋ごみ排出を監視・削減するための能力構築などの支援を行っています。

日本は、国連環境計画（UNEP）を通じて、東南アジア、南アジアおよび太平洋島嶼国を中心として、海洋プラスチックごみ対策を支援しています。UNEPは、2018年から、プラスチックによる海洋汚染の深刻化に対して、プラスチックの海洋流出を監視するための手法を開発しました。加えて、科学的根拠に基づいた政策立案を可能にするため、プラスチックごみのサンプリング調査および流出経路に関する科学的分析を実施し、その結果に基づいた政策提言やガイドラインの作成を行っているほか、日本のIT企業と連携して流出経路地図を作成し、3,000か所以上の流出ポイント（ホットスポット）を特定し、広く一般にも使用可能となるよう同地図を専用サイト<sup>注59</sup>で公開しています。

#### ■ 森林・水資源の保護

森林資源のうち、熱帯林は世界の森林の約半分を占め、気候変動対策や生物多様性保全に重要な役割を担っています。日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）の本部を横浜に誘致し、これまで30年間以上にわたって、同機関を通じて熱帯林の持続可能な経営および合法で持続可能な熱帯木材貿易を支援してきました。日本政府からITTOへの任意拠出により、2023年には、パナマにおいて、同国の森林総合研究所が所持する木材の産地判別技術の現地における導入試験が行われるなど、熱帯木材生産国に対する支援が実施されています。

また水産資源の保全については、日本は、ASEAN地域において、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）との協力の下、JICAを通じた違法・無報告・無規制（IUU：Illegal, Unreported, Unregulated）漁業対策に関する研修やワークショップを実施しています。IUU漁業による規制閾値を超えた漁獲が魚類の生態系に与える影響を抑えることで、ASEAN諸国にとって基幹産業の一つである漁業の持続可能性および漁業コミュニティの持続可能な発展を後押しすることにつながります。

<sup>注58</sup> 91ページの注4を参照。

<sup>注59</sup> 「Mobile Application for Macro Plastic Survey」 <https://arcg.is/1DOOWW>



「アンデス・アマゾンにおける山地森林生態系保全のための統合型森林管理システムモデルの構築プロジェクト」において、ペルーの森林火災跡地で土壌調査を行う様子（写真：宮本和樹）

### ■ 環境汚染対策

開発途上国では、有害な化学物質の規制措置が整備されていないことが多く、環境汚染や健康被害などを引き起こしている例もあります。日本は環境汚染対策に関する多くの知識・経験や技術を蓄積しており、それらを開発途上国の公害問題を解決するために活用しています。また、化学産業における環境管理技術、環境負荷化学物質の分析技術およびリスク評価、化学物質の微量分析技術などにおいて、開発途上国への専門家派遣および開発途上国からの研修員受入れなどの技術協力を行っています。

水銀に関する水俣条約<sup>みなまた</sup>外交会議（2013年）で採択された「水銀に関する水俣条約」は、2017年8月に発効しました。日本は、水俣病の経験を経て蓄積した、水銀による被害を防ぐための技術やノウハウを世界に積極的に伝え、グローバルな水銀対策においてリーダーシップを発揮しています。ネパールなどに対して条約の批准を支援するための研修などを実施したほか、日本の優れた水銀対策技術の国際展開を推進すべく、インドネシアなどで調査を実施しました。また、2019年以降、国連環境計画アジア太平洋地域事務所（UNEP-ROAP）を実施機関とし、日本が出資する事業「日本の知見・経験を生かした水銀に関する水俣条約推進プロジェクト」を実施し、加盟国が条約



技術協力「スーダンのきれいな街プロジェクト」でゴミ収集車両の稼働状況を調査する様子（写真：八千代エンジニアリング株式会社）

に沿った水銀管理を実施するために、国内の水銀関連情報の量と質を向上させ、プラットフォームを整備することを支援しています。この事業は、水俣市とその周辺にある資源を活用し、日本の機関が保有する技術を利用して、実施能力を強化するための包括的なプログラムを設計しています。

廃棄物管理分野において、日本は「マリーン・イニシアティブ」に基づき、世界において、廃棄物管理人材を2025年までに1万人育成することとしており、2022年度までに研修などを通じて約2万人を育成しました。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」<sup>解説</sup>では、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行っています。2022年8月に行われたTICAD 8においても、ACCPの下で、廃棄物分野の脱炭素やリサイクルを推進すること、アフリカにおいて3,000万人に裨益する廃棄物管理を含む公衆衛生改善を推進すること、1,000人の人材育成を実施することを表明しました。マダガスカルでは、首都アンタナナリボ市において、同市の廃棄物管理能力向上を目的として、廃棄物の収集・運搬、最終処分などに係る機材の整備を行う計画が進められています（エチオピアにおける、福岡方式を活用した廃棄物管理支援については66ページ「匠の技術、世界へ」を参照）。

## 福岡発のごみ埋立て技術でエチオピアの廃棄物管理を改善 ～現地の人々と一緒に作業～



エチオピアでは近年、都市人口の急増と生活様式の変化でごみの量が増加していますが、廃棄物処理施設の整備が追い付かず、廃棄物管理が大きな課題となっています。特に、エチオピアの首都アディスアベバ市にある国内最大の廃棄物埋立地コシェ処分場では、2017年、高さ50メートルにまで積み上げられていたごみが崩落して200人以上が亡くなる事故が発生し、課題の解決が急務となっていました。

この事故を受けて、日本は2018年、国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じて、コシェ処分場に、固形廃棄物管理において実績のある日本の埋立て技術「福岡方式」を活用した緊急改善を行いました。

「福岡方式」として知られる埋立て技術「準好気性埋立構造」は、1970年代に福岡市と福岡大学が共同で開発し、福岡大学名誉教授の花嶋正孝氏<sup>はなしま</sup>と松藤康司氏<sup>まつふじやすし</sup>らによって考案・実用化された日本独自の環境保全型のごみ埋立て技術です。埋立地の底部に浸出水集排水管を敷設して外気を取り込み、土壌の好気性微生物を活性化させて廃棄物の分解を促進する技術ですが、これにより排水も浄化でき、温室効果ガスの一つであるメタンガスの発生も抑えられます。竹やドラム缶など現地の資材を活用して、低コストで導入が可能な点も特徴です。

松藤氏は、重機も道具もなく、ゴミ拾いを生計手段としている人（ウェイトピッカー）がいる場所で福岡方式を導入するためには、技術を伝えるだけではうまくいかないと自身の経験から語り、ウェイトピッカーの協力を得ながら導入を進めるために、自ら廃棄物処理施設に入って技



現地に指導に入った日本人専門家3名と、作業を共にしたウェイトピッカー（後列左から3人目が松藤名誉教授）（写真：UN-Habitat）

術指導を行います。「世間から眉をひそめられているウェイトピッカーも、見方を変えれば、ごみの分別と削減に貢献しているパートナーです。ウェイトピッカーの協力を得ることで福岡方式の導入が早く進むとともに、ごみ処分場が安全な場所になって彼らにとっても仕事がしやすくなります。一緒に作業をして、ごみ処分場が改善されるに従い、彼らの顔つきも穏やかになり、協力的になります。」と語ります。

アディスアベバ市での成功を受けて、エチオピア国内のほか、国外21か国からも、福岡方式による廃棄物管理の導入を求める声が高まりました。エチオピア国内では2019年にバハルダール市に展開され、2021年からはハワサ市で、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」<sup>注1</sup>の取組の一つとして継続しています。

松藤氏の下には、多くの国々から廃棄物処理施設の改善のための協力依頼が寄せられています。今後の他国への展開について、「一つの国の中にも廃棄物処理施設は何十か所もあり、予算も限られています。私自身が全ての場所に赴くことは難しいため、正しい技術と知識を伝えられる人材を育成し、福岡方式を広く伝えたいと思っています。」と展望を語ります。現在、松藤氏の指導の下、東南アジア、南米、アフリカなど地域ごとにオンラインも活用した研修センターを作る構想も進んでいます。日本の技術が、各地の廃棄物処理施設の改善につながることを期待されます。



福岡方式によって改善されたアディスアベバ市のコシェ処分場（写真：UN-Habitat）

注1 67ページの用語解説を参照。



## 用語解説

### 地球環境ファシリティ (GEF : Global Environment Facility)

開発途上国の地球環境保全に資するプロジェクトに対し、主に無償で資金を供与する多国間の資金メカニズム。1991年に設立され、日本を含む186か国が参加（2023年12月時点）。世界銀行が参加国からの拠出金を管理。国際開発金融機関（世界銀行、ADBほか）、国連機関（UNDP、UNEPほか）など18の実施機関を通じ、生物多様性保全、気候変動対策、国際水域汚染防止、土地劣化対策、および化学物質・廃棄物対策の5分野を支援。国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、国連砂漠化対処条約、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、水銀に関する水俣条約、国家管轄権外区域における海洋生物多様性（BBNJ）協定の資金メカニズムに指定されている。

### 緑の気候基金 (GCF : Green Climate Fund)

2010年のCOP16で採択されたカンクン合意において設立が決定された、開発途上国の温室効果ガス削減（緩和）と気候変動による影響への対処（適応）を支援する多国間気候基金。

### 二国間クレジット制度 (JCM : Joint Crediting Mechanism)

開発途上国などへの優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDCの達成に活用する制度。

### 生物多様性条約 (CBD : Convention on Biological Diversity)

生物多様性に関する地球規模の取組を進めるため、1992年に採択された条約。(i) 生物多様性の保全、(ii) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用（生態系・種・遺伝子の各レベルでの多様性を維持しつつ、生物等の資源を将来にわたって利用すること）、(iii) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする。先進国から開発途上国への経済的および技術的な支援を実施することにより、世界全体で生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組んでいる。

### アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP : African Clean Cities Platform)

2017年に環境省がアフリカの廃棄物に関する知見の共有とSDGsの達成を促進することなどを目的として、JICA、横浜市、UNEPおよび国連人間居住計画（UN-Habitat）と共に設立。アフリカの46か国173都市が加盟しており、全体会合の開催や、各種ガイドライン・教材などの作成、スタディツアーの企画などを実施している。

## (2) 保健・医療

SDGsの目標3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことを目指しています。また、世界の国や地域によって多様化する健康課題に対応するため、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）<sup>注60</sup>の達成が国際的に重要な目標の一つに位置付けられています。一方、現状では少なくとも世界人口の約半数が基礎的な医療を受けられていない状況にあり、予防可能な病気で命を落とす5歳未満のこどもの数は、年間500万人以上<sup>注61</sup>と推計されています。また、産婦人科医や助産師などによる緊急産科医療が受けられないなどの理由により、年間約28.7万人<sup>注62</sup>の妊産婦が命を落としています。さらに、地球上の全ての人々に多岐にわたる影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの分配等をめぐって、世界的な保健医療課題に取り組むためのガバナンスやファイナンスの在り方である、現在のグローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA：国際保健の体制）<sup>注63</sup>の脆弱性を露呈しました。

新型コロナウイルスの拡大など世界の様々な状況変化を踏まえ、日本政府は、2022年5月、(i) 健康安全保障に資するGHAの構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）を強化すること、また、(ii) 人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より公平、かつより持続可能なUHCを達成することを目標とする「グローバルヘルス戦略」を策定し、この戦略を踏まえた取組を推進しています。



日本からの拠出により国連人口基金（UNFPA）が実施した能力強化研修を受講した助産師が、産後健診を行っている様子（写真：UNFPA）

<sup>注60</sup> 全ての人々が、効果的で良質な保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

<sup>注61</sup> 国連児童基金（UNICEF）によるデータ（2021年時点）。

<sup>注62</sup> 世界保健機関（WHO）によるデータ（2020年時点）。

## 日本の取組

### ■ 将来の健康危機への予防・備え・対応 (PPR) に資するグローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) の構築

新型コロナ対応の経験や教訓を踏まえ、将来の健康危機に対する予防・備え・対応 (PPR) の強化に対する国際社会の関心がこれまでになく高まっています。

日本は、これまでに世界保健機関 (WHO) の健康危機への対応支援として、WHOの健康危機プログラム<sup>解説</sup>、緊急対応基金 (CFE)<sup>解説</sup>などへの拠出による財政貢献を行ってきており、新型コロナの急性期への対応などにも活用されました。また、2022年に設立された世界銀行が主管するパンデミック基金について、日本は創設ドナーとして貢献し、累計7,000万ドルの拠出を表明したほか、日本が世銀グループと連携して立ち上げた保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金 (HEPRTF) への追加拠出等を通じ、開発途上国における感染症の備え・対応のための能力強化などの支援を実施しています。

2023年、日本はG7議長国として、PPR強化に向けて大きく貢献しました。5月に開催された、G7財務大臣・保健大臣合同会合における議論の成果として「財務・保健の連携強化およびPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、新型コロナの経験を踏まえ、財務当局と保健当局の更なる連携強化の必要性を再確認するとともに、パンデミック発生時の対応のために必要な資金を迅速かつ効率的に供給する「サージ・ファイナンス」の枠組みについて、G20などと共に検討を進めることに合意しました。

続いて同月に行われたG7広島サミットでは、G7首脳は首脳級のガバナンスに向けた政治的モメンタムの強化および国際的な規範・規則の強化にコミットしました。また、世界全体でのワクチン等の感染症危機対応医薬品等 (MCM) への公平なアクセス向上のために、「MCMへの公平なアクセスのためのG7広島ビジョン」を公表し、「MCMに関するデリバリー・パートナーシップ (MCDP)」を立ち上げ、取組を推進しました。さらに、インパクト投資を通じた民間資金動員により保健課題の解決を目指す、「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ (トリ

プル・アイ (Triple I))」を承認しました。

9月、岸田総理大臣は、国連総会の機会に開催された「G7保健フォローアップ・サイドイベント」に出席し、円滑な資金動員に向け、各国内の資金動員の拡充、国際協力および民間資金動員の加速が必要であると述べ、日本が、新しい円借款制度として、技術協力の提供と併せて借入国による予防・備えの強化に向けた努力に応じて支援を拡充する仕組み、およびパンデミック発生時の対応に必要な資金を速やかに提供する仕組みを創設することを発表しました。さらに、岸田総理大臣は、民間資金動員について、G7広島サミットで承認されたTriple Iの立ち上げを宣言し、各国の関連企業・機関の参画を呼びかけました。

国際場裡におけるルール作りにも日本は積極的に貢献しています。2022年2月には、WHOの下で、「パンデミックの予防、備え及び対応 (PPR) に関するWHOの新たな法的文書」(いわゆる「パンデミック条約」) の第1回政府間交渉会議が開催され、2023年末時点で交渉は継続しています。日本からも政府間交渉会議の副議長に1人が選出され、日本は加盟国としても会議の進捗に貢献しています。また、同時並行で議論が行われている国際保健規則 (2005年) (IHR (2005))<sup>注63</sup>の改正についても積極的に議論に貢献しています。

### ■ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進

日本は、新型コロナによって後退した従来の保健課題への対応を推し進め、より強靱、より公平、かつより持続可能なUHCを実現していく必要があるとの認識の下、国際的な協力を進めてきています。

従来、日本は、持続可能かつ強靱な保健システムの構築が感染症対策の基盤になるとの観点に立ち、東南アジアやアフリカ各国の保健・医療体制を支援してきました。加えて、新型コロナ等のパンデミックで明らかになった様々な教訓を踏まえ、中核医療施設の整備・ネットワーク化や医療分野の人材育成支援などの保健システムを強化しています。例えば2023年8月には、マダガスカルにおいて無償資金協力を通じて地域中核病院への医療機材整備を支援することについて書簡を交換し、診断・治療体制の強化および医療への

<sup>注63</sup> 国際保健規則 (2005年) (IHR (2005)) : International Health Regulations) 世界保健機関 (WHO) が定めた、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした保健規則。



## 開発協カトピックス

## 3

## 人間の安全保障

人間の安全保障とは、人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖や欠乏から免れ、尊厳を持って生きることができるよう、個人の保護と能力強化を通じて国・社会づくりを進めるという考え方です。日本は長年にわたって人間の安全保障の理念を国際社会で推進してきており、開発協カ大綱でも、日本の開発協カの根本にある指導理念として位置付けてきました。一人ひとりに焦点を当てる人間の安全保障は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す持続可能な開発目標（SDGs）<sup>注1</sup>の理念とも軌を一にするものです。

2023年6月の改定後の開発協カ大綱においても、引き続き人間の安全保障を指導理念としつつ、複合的な危機の状況に対応する人間の安全保障を実現することを目的として、新しい時代の「人間の安全保障」を基本方針の1つとして掲げています。これは、個人の保護と能力強化といった「人への投資」に加え、様々な主体の連帯を柱として、人間の主体性を中心に置いた開発協カを行っていくものです。なお、この考えは、2022年に国連開発計画（UNDP）が公表した人間の安全保障に関する特別報告書において、従来の人間の安全保障の2つの柱である「保護」と「能力強化」に加えて、「連帯」の概念を取り込んだ新たな時代の人間の安全保障の必要性が提唱されたことを踏まえています。

日本政府は人間の安全保障の推進のため、概念の普及と

現場での実践の両面で、これまでに様々な取組を実施しています。2012年には日本主導により人間の安全保障の共通理解に関する国連総会決議が全会一致で採択されたほか、人間の安全保障に関するシンポジウムの開催等を通じて、国際社会における人間の安全保障の概念の普及に積極的に取り組んでいます。日本が議長国を務めた2023年5月のG7広島サミットでも、複合的な危機に直面する開発途上国に対し、新たな時代の人間の安全保障の理念に立脚し、<sup>弱い</sup>脆弱な立場に置かれやすい人々を支援する取組を重視していく姿勢を示しました。

また、現場での人間の安全保障の実践を推進するため、日本の主導により、1999年に国連に人間の安全保障基金が設置され、2022年度までに日本は同基金に累計で約500億円を拠出しています。同基金は、2022年末までに100以上の国・地域で、国連機関が実施する人間の安全保障の確保に資するプロジェクト293件を支援してきました。

2024年1月には、人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発出され、これを踏まえて今後、国連の場を中心に人間の安全保障をめぐる議論が活発になることが見込まれています。長年にわたって人間の安全保障を提唱してきた日本は、こうした議論を積極的に主導していく考えです。

注1 32ページの用語解説を参照。



2023年3月、日本が国連人間の安全保障基金を通じて、国連開発計画（UNDP）と国際移住機関（IOM）に拠出して、モルドバに滞在するウクライナ避難民やモルドバのコミュニティ支援を行う旨を発表する様子（写真：UNDP Moldova）



JICAインド事務所が行っている「アッチー・アードット（良い習慣）・キャンペーン」の一環で、協賛企業であるサンリオ社とハローキティが初めてインドを訪れ、子どもたちに正しい手洗い・爪切りの方法を教えている様子（写真：JICA）

アクセス改善を図っています。これらはUHCの推進に貢献すると同時に、公衆衛生危機に対する予防・備え・対応（PPR）にも資するものです。また、上下水道等の水・衛生インフラの整備、食料安全保障の強化など、より幅広い分野で、感染症に強い環境整備のための支援を実施しています。15か国以上の国において、浄水処理用薬品、給水車用燃料、水道事業職員用の感染防護具、配管資材等を供与しているほか、手洗いの励行や啓発活動を実施し、感染症予防に貢献しています。JICAは、安全・安心な水の供給、手洗い設備、石鹸等の環境整備の支援に加え、開発途上国における正しい手洗いの定着のため、「健康と命のための手洗い運動」などの取組を実施しています（水・衛生分野における取組については74ページの第Ⅲ部3(3)を参照）。

UHCにおける基礎的な保健サービスには、栄養改善、予防接種、母子保健、性と生殖の健康、感染症対策、非感染性疾患対策、高齢者の地域包括ケアや介護など、あらゆるサービスが含まれます（栄養改善については、第Ⅲ部1(1)の29ページからを参照）。

特に、開発途上国の母子保健については、いまだ大きな課題が残されており、2023年、日本は、ガーナ、カンボジア、コートジボワール、セネガル、パキスタン、バングラデシュ、ブルンジ、ラオスなどを始め、多くの国で母子保健改善のための支援を実施しました。

日本は、その経験と知見をいかし、母子保健改善の手段として、母子健康手帳（母子手帳）を活用した活動を展開しています。母子手帳は、妊娠期・出産期・

産褥期<sup>じょく</sup>注64、および新生児期、乳児期、幼児期と時間的に継続したケア（CoC：Continuum of Care）に貢献できるとともに、母親が健康に関する知識を得て、意識向上や行動変容を促すことができるという特徴があります。具体的な支援の例として、インドネシアでは、日本の協力により全国的に母子手帳が定着しています。また、インドネシアは、関係省庁がJICAの協力の下、母子手帳の活用を推進している国に対してその経験や知識を共有するイベントを開催しています。2023年は、カンボジア、ケニア、タイ、タジキスタン、東ティモール、ベトナム、マダガスカル、ラオスの8か国から参加があり、インドネシアを含めた9か国での経験から学び合いが行われました。

アフリカ地域では、2022年8月に開催されたTICAD8の成果文書として採択された「チュニス宣言」において、人間の安全保障の実現、SDGs達成に向けた強靱で持続可能な社会の構築の必要性、UHCの実現に向けた保健分野での取組の促進の重要性が確認されています。

日本のNGOは、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを利用して、保健・医療分野で事業を実施しています。例えば、2023年には特定非営利活動法人地球のステージが、東ティモールのエルメラ県において、母子保健「性と生殖の健康」向上事業として、小型超音波診断装置の導入と操作方法研修、妊産婦対象の母親学級の開催、母子保健に関する教材を用いた啓発キャンペーンを行っています。

日本は、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）、世界銀行などの国際機関と共に、性と生殖に関する健康サービスを含む母子保健を推進することによって、より多くの女性と子どもの健康改善を目指しています。また、Gaviワクチンアライアンス<sup>解説</sup>や二国間協力を通じて、開発途上国の予防接種率の向上に貢献しています（UNFPA日本人職員の活躍について、50ページの「世界の現場で活躍する国際機関日本人職員」も参照）。

また、アジア開発銀行（ADB）では、「ストラテジー2030」において保健を重点分野の一つに位置付け、アジア太平洋地域でのUHC達成に向けたADBと日本との連携の3本柱として、UHCを支える（i）制度枠組みの構築、（ii）人材育成の強化、（iii）イン

注64 出産後、妊娠前と同じような状態に回復する期間で、産後約1か月から2か月間のこと。



ガーナの母子保健医療サービスの質の改善プロジェクトで、研修生の実習先病院で指導を行うJICA専門家（写真：JICA）

フラの整備、を掲げました。日本は、2021年4月から、この3本柱に基づいた取組を後押しする技術支援や小規模のグラント供与を目的としてADBの日本信託基金への拠出を開始し、2023年10月末までの間に、基金を通じて合計約1,150万ドルに上る支援を行っています。

2023年5月、G7長崎保健大臣会合では加藤厚生労働大臣（当時）が議長を務め、「より健康な未来に向けた協働」をテーマに、世界全体のUHC達成に向けてG7各国がさらに取り組むべき行動をまとめた「G7 UHCグローバルプラン」を策定しました。G7広島サミットにおいては、ポスト・コロナ時代におけるUHC達成に向けた取組を後押しすべく、G7全体として官民合わせて480億ドル以上の資金貢献を行うことが発表されました。岸田総理大臣は、このうち、日本として、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）への2億ドルのプレッジ（供与の約束）を含め、官民合わせて75億ドル規模の貢献を行う考えであることを発表しました。また9月には、岸田総理大臣が、国連総会UHCハイレベル会合に出席し、新型コロナから得た教訓を忘れる前に、国際社会は、改めてUHCの達成という目標を思い起こし行動するべきであり、G7広島サミットでも、保健システム強化を通じた、より強靱、より公平、より持続可能なUHC達成への貢献にコミットしたこと等を述べた上で、2030年までのUHC達成に向けた更なる決意を示し

ました。

日本は、開発途上国の保健・医療体制構築を、医療従事者の能力構築支援、地域病院間のネットワーク化、地域の保健システム強化などの観点から、長年にわたり支援してきました。新型コロナ危機においても、それら支援の対象であった医療施設が感染症対策の中核を担いました。2023年には、G7広島サミットにおける保健分野を中心としたリーダーシップおよび国際保健分野における長年にわたる多大な貢献等が評価され、岸田総理大臣がグローバル・ゴールキーパー賞を受賞するなど、国際社会から評価されています。

### ■ 個別の国際保健課題への取組

#### （新型コロナウイルス感染症対策支援）

日本は、新型コロナの発生直後からこれまでに、二国間および国際機関経由で、総額約50億ドル規模の開発途上国支援を実施しました。開発途上国の経済・社会活動を下支えするため、また、保健・医療分野を含む財政ニーズに対処するため、新型コロナ危機対応緊急支援円借款の制度を創設し、2020年7月から2023年9月末までに23か国に対し、総額6,848億円の円借款を供与しました。

新型コロナ収束のためには安全性、有効性、品質が保証されたワクチンや治療・診断への公平なアクセスの確保が重要との考えの下、日本はCOVAXファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）<sup>解説</sup>などの国際的な枠組みと協調しつつ、各国・地域に対するワクチン関連支援を実施してきました。また、ワクチンを接種現場まで届けるための「ラスト・ワン・マイル」<sup>注65</sup>支援」では、コールドチェーン<sup>注66</sup>体制の整備や医療関係者の接種能力強化などを行いました。

#### （三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア））

SDGsの目標3.3として、2030年までの三大感染症の収束が掲げられています。日本は、グローバルファンド<sup>注67</sup>を通じた三大感染症対策および保健シ

<sup>注65</sup> 物流・通信サービス等の分野において、モノまたはサービス提供のための最終拠点から利用者や消費者にモノまたはサービスが届くまでの最後の区間のこと。

<sup>注66</sup> 低温を保ったまま、製品を目的地まで配送する仕組み。これにより、ワクチンなどの医療品の品質を保つことができる。

<sup>注67</sup> 2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設立された官民連携パートナーシップ。開発途上国における三大感染症（HIV／エイズ、結核、マラリア）対策および保健システム強化に対する資金協力をを行い、SDGs達成に向けた取組に貢献。

ステム強化への支援に力を入れており、設立から2023年2月までに約43億ドルを拠出しました。さらに、2022年8月のTICAD 8および9月のグローバルファンド第7次増資会合において、岸田総理大臣は、今後3年間で最大10.8億ドルの拠出を行うことを表明しました。日本は、三大感染症への対策がより効果的に実施されるよう、グローバルファンドを通じた取組との相互補完的な支援として、保健システムの強化、コミュニティ能力強化や母子保健改善などの二国間協力も実施しています。

二国間協力を通じたHIV/エイズ対策として、日本は、新規感染予防のための知識を広め、検査・カウンセリングを普及する取組を行っています。特にアフリカを中心に、2023年もJICA海外協力隊員が、より多くの人に予防についての知識や理解を広める活動や、感染者や患者のケアとサポートなどに精力的に取り組んでいます。

結核に関しては、2021年改定版「ストップ結核ジャパンアクションプラン」に基づき、日本が結核対策で培った経験や技術をいかし、官民が連携して、2025年までの中間目標として結核による死亡を75%減少（2015年比較）させ、結核罹患率を50%減少（2015年比較、10万人当たり55症例未満）させることを目標に、開発途上国、特にアジアおよびアフリカにおける年間結核死者数の削減に取り組んでいます。

このほか、乳幼児が死亡する主な原因の一つであるマラリアについて、ミャンマーやソロモン諸島において、日本は、地域コミュニティの強化を通じたマラリア対策への取組を支援しています。またグローバルファンドへの拠出を通じ、世界的なマラリア対策も行っています。

### （感染症の薬剤耐性（AMR）への対応）

感染症の薬剤耐性（AMR）<sup>注68</sup>は、公衆衛生上の重大な脅威であり、近年、対策の機運が増えています。日本は、AMRへの対策を進めるために、人、動物、環境の衛生分野に携わる者が連携して取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進しています。日本は、G20大阪サミットでのワンヘルス・アプローチ



ボリビア・サンタクルス市の「日本病院」で診察対応しているJICA海外協力隊員（写真：JICA）

推進のための合意も踏まえ、2019年に新規抗菌薬の研究開発と診断開発を推進するGARDP<sup>注69</sup>への約10億円の拠出を発表し、AMRグローバルリーダーズグループに参加するなど、AMR対策においてリーダーシップを発揮しています。2023年には、GARDPに対して約2.5億円を拠出しました。

### （顧みられない熱帯病（NTDs））

シャーガス病、フィラリア症、住血吸虫症などの寄生虫・細菌感染症は「顧みられない熱帯病（NTDs：Neglected Tropical Diseases）」と呼ばれています。世界全体で10億人以上が感染しており、開発途上国に多大な社会的・経済的損失を与えています。日本は、2023年までにグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）へ総額で186億円を拠出してきており、GHITを通じてNTDs対策支援を行ってきたほか、2022年6月には「顧みられない熱帯病（NTDs）に関するキガリ宣言」に署名し、関係国や国際機関等と密接に連携して対策に取り組んでいます。G7広島サミットでは、岸田総理大臣から、GHITに2億ドルをプレッジ（供与の約束）することを発表しました。

日本は、技術協力を通じ、1970年代から太平洋島嶼国<sup>しほ</sup>に対してリンパ系フィラリア症の対策支援を行っています。「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」では、日本の製薬会社エーザイ株式会社が無償でWHOに提供する治療薬を活用し、日本人専門家の派遣による技術指導を行い、感染地域において伝播<sup>ぼ</sup>を阻止するための駆虫薬の集団投薬などを、官民が連携して支援しています。長期にわたるこれらの支援が功

<sup>注68</sup> AMR（Antimicrobial Resistance）。病原性を持つ細菌やウイルス等の微生物が抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤に耐性を持ち、それらの薬剤が十分に効かなくなること。

<sup>注69</sup> グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（Global Antibiotic Research and Development Partnershipの略）。



太平洋島嶼国6か国を対象として実施中の技術協力「大洋州広域フィラリア対策プロジェクト」における州保健局職員への研修終了時（パプアニューギニア）の様子（写真：JICA）

奏し、太平洋島嶼国14か国のうちの9か国（キリバス、クック諸島、ソロモン諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、バヌアツ、パラオ、マーシャル諸島）がリンパ

系フィラリア症の制圧を達成しました。今後も専門家の派遣などを通じて太平洋島嶼国におけるリンパ系フィラリア症の制圧に向けた支援を継続していきます。

### （ポリオ）

ポリオは根絶目前の状況にありますが、日本は、いまだ感染が見られる国（ポリオ野生株常在国：アフガニスタン、パキスタン）を中心に、主に国連児童基金（UNICEF）やGaviと連携し、撲滅に向けて支援しています。2023年には、アフガニスタンにおいて、定期予防接種活動およびポリオワクチン接種キャンペーンに必要なワクチン調達などの支援をUNICEFと連携して実施しており、パキスタンにおいても同様の支援を継続中です。



## 用語解説

### 健康危機プログラム（WHO Health Emergencies Programme）

WHOの健康危機対応のための部局であり、各国の健康危機対応能力の評価と計画立案の支援や、新規および進行中の健康危機の事案のモニタリングのほか、健康危機発生国における人命救助のための保健サービスの提供を実施している。

### 緊急対応基金（CFE：Contingency Fund for Emergencies）

2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行の反省を踏まえ、2015年にWHOがアウトブレイクや緊急事態に対応するために設立した感染症対策の緊急対応基金のこと。抛出の判断がWHO事務局長に一任されており、抛出することを決定してから24時間以内に資金を提供することが可能となっている。

### Gavi ワクチンアライアンス（Gavi, the Vaccine Alliance）

2000年、開発途上国の予防接種率を向上させることにより、子どもたちの命と人々の健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップ。ドナー国および開発途上国政府、関連国際機関に加え、製薬業界、民間財団、市民社会が参画している。設立以来、10億人以上の子どもたちに予防接種を行い、1,620万人以上の命を救ったとされている。

### COVAX ファシリティ（COVID-19 Vaccine Global Access Facility）

新型コロナワクチンへの公平なアクセスの確保のため、Gavi主導の下で立ち上げられた資金調達および供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済をいかして交渉し、迅速かつ手頃な価格でワクチンを供給する仕組み。COVAX ファシリティは、2023年10月時点で146か国・地域へ20億回分のワクチンを供給。



## 安全かつ効率的な予防接種体制の確立に向けて ～パンデミックの予防・備え・対応（PPR）強化～

太平洋島嶼国における予防接種プログラム強化計画（UNICEF/WHO連携）

無償資金協力（2021年4月～2025年3月）

キリバス、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦



太平洋島嶼国は、地理的に分散しており、島嶼国特有の課題と脆弱性を抱えています。例えばマーシャル諸島は、約200万平方キロの海域に散らばる環礁からなり、国内外のアクセスが困難です。保健・医療体制が脆弱なことからも、様々な感染症の流入に備えて、ワクチン接種体制の強化が課題となっていました。

そこで日本は、国連児童基金（UNICEF）および世界保健機関（WHO）と連携して、マーシャル諸島に加え、同様の課題を抱える太平洋島嶼国地域の4か国（キリバス、パラオ、フィジー、ミクロネシア連邦）を対象とし、電気がない地方環礁部でも使用可能なソーラー式ワクチン保冷库等の



電気の無い地方環礁部でも使用可能なソーラー式保冷库の引渡し式の様子（写真：UNICEF）

コールド・チェーン注1強化のための機材および環礁間の移動用ボートを供与しました。また、UNICEFとの連携による各機材の保守・管理に関する技術支援や、WHOとの連携による予防接種計画策定および各種感染症の監視システム強化のための技

術支援なども実施しています。

マーシャル諸島では、2022年8月に新型コロナウイルス感染症の市中感染が発生し、国民の約4割が感染したものの、本協力によって供与された機材を活用したタイムリーな

ワクチン接種が功を奏し、約1か月で終息し、現地では日本の支援に対する感謝の声が多く聞かれました。2022年8月以降の地方環礁部におけるその他の感染症に対する予防接種者数は、35地域コミュニティにおいて3,000人になっています。

日本は、今後も、より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けて、太平洋島嶼国地域における感染症予防を含む保健システムの強化を支援していきます。



新型コロナウイルス感染症の市中感染発生時のマジュロ市内臨時保健施設における健康スクリーニングの様子

注1 71ページの注66を参照

### (3) 水・衛生

水と衛生の問題は人の生命に関わる重要な問題です。世界の約22億人が、安全に管理された飲み水の供給を受けられず、約35億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使うことができない暮らしをしています注70。特に、水道が普及していない開発途上国では、多くの場合、女性や子どもが時には何時間もかけて水をくみに行くため、女性の社会進出や子どもの教育の機会が奪われており、ジェンダー平等および包摂的な社会の推進の観点からも重要な課題となっています。また、不安定な水の供給は、医療や農業にも悪影響を与えます。水・衛生インフラの整備は、感染症に強い環境整備にもつながり、より強靱、より公平でより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッ

シ（UHC）注71 実現のためにも必要です。SDGsの目標6は、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」ことを目指しています。

#### 日本の取組

日本は、1990年代から累計で、世界一の水と衛生分野における援助実績を有しています。2023年、インドネシア、カンボジアを始めとする国々で上下水道整備・拡張のための協力を実施しました。例えば、カンボジアでは、下水道管理に係る法・制度の整備を通じて、プノンペン都庁および公共事業・運輸省の下水道管理の体制構築を支援しています。また、タジキスタンでは、給水サービスの改善に向けて、ピアンジ県・ハマド二県の上下水道公社の能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを実施しました。現在その

注70 UNICEFによるデータ（2022年）。<https://data.unicef.org/resources/jmp-report-2023/>

注71 67ページの注60を参照。



ニカラグア上下水道公社のカウンターパートと送配水機材のニーズを確認するJICA専門家（写真：JICA）

フォローアップのために、給水政策アドバイザー専門家が派遣されています。さらに、パキスタンでは、パンジャブ州ムルタン市における下水・排水サービス改善計画や同州ファイサラバード市における浄水場および送配水管網改善計画等を実施しています（カンボジアに対する支援については、138ページの「国際協力の現場から」、南スーダンにおける日本の取組については76ページの「案件紹介」を参照）。

2023年5月にニューヨークで開催された「国連水会議2023」には、約200の国・地域・機関から首脳級20人、閣僚級120人を含む6,700人以上が参加し、日本からは上川総理特使らが出席しました。上川特使は「国連水会議2023」の5つのセッションのうち、水に関する気候変動と強靱化等を議論するセッション3の共同議長をエジプトと共に務め、日本の水防災の経験もいかし、世界における水分野の強靱化に向けた提言を取りまとめました。また、11月、上川外務大臣は、エジプト政府が主催するカイロ水週間にビデオ・メッセージを送る形で参加しました。

日本国内および現地の民間企業や団体と連携した開発途上国の水供給体制改善の取組も、世界各地で行っています。例えば、ケニアでは、JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業を活用して、「水道施設における無収水対策・管継手導入に係る普及・実証・ビジネス化事業」が実施されています。同国では、配水管からの漏水が多く、課題となっています。同事業では、日本企業の水道管継手<sup>くだぎて</sup>注72の技術を漏水防止にいかすため、パイロットプロジェクトが立ち上げられています。

環境省でも、アジアの多くの国々において深刻な水



パラオ・コロール州の学校で、日本の支援により新設された手洗い場でいつでも手洗いができるようになった子どもたちの様子

質汚濁が生じている問題に対して、現地での情報や知識の不足を解消するため、アジア水環境パートナーシップ（WEPA）を実施しており、アジアの13の参加国注73の協力の下、人的ネットワークの構築や情報の収集・共有、能力構築などを通じて、アジアにおける水環境ガバナンスの強化を目指しています。2023年2月にカンボジアで開催された第18回WEPA年次会合では、「産業排水の管理の現状と課題」に焦点を当て、各国における水環境ガバナンスの進展について情報共有するとともに、活発な意見交換が行われました。また、SDGsの目標6.3に掲げられている「未処理汚水の半減」の達成に貢献すべく、主にアジア地域を対象に、日本の優れた技術である浄化槽の技術や法制度などを紹介しています。11月に第11回のワークショップをオンラインで開催し、日本および海外における浄化槽の処理水の活用事例、浄化槽の良好な処理水質を維持するための日本の法制度や分散型污水管理に係る海外の地方政府の条例案について発表が行われ、議論を重ねることで、今後の方向性や解決に向けての改善策に関して共通認識を得ました。これにより、浄化槽を始めとした分散型污水処理に関する情報発信と各国の分散型污水処理関係者との連携強化を図りました。

また、11月にインドネシアの環境林業省との共催でインドネシア水環境改善セミナーを開催し、日本における浄化槽の法体制や維持管理について知見を提供し、インドネシアでの分散型污水管理に関する今後の課題や取組について議論を重ねて、日本の浄化槽の海外展開の促進を図りました。

注72 配管と配管をつなぎ合わせるための接合部に使うパーツ。無駄なく水を活用する上で重要な水道インフラの部材。

注73 インドネシア、韓国、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、日本の13か国。

## 安全・安価な水を、より多くの住民へ安定供給

ジュバ市水供給改善計画

無償資金協力（2012年6月～2023年1月）  
南スーダン



2011年に独立した南スーダンは、長期にわたる衝突により、社会経済を支える基礎的インフラが荒廃し、市民の生活にも今なお様々な影響が及んでいます。1930年代に建設された首都ジュバ市の上水道施設は十分な整備が行われず、経年による老朽化が進んでいました。加えて、2005年に締結された南北包括和平合意以降、帰還民の流入等による急激な人口増加に対応できておらず、浄水の普及率は2010年時点で8%程度に留まり、多くの人が川の原水や井戸水で生活していたため、感染症や経済活動への影響が課題となっていました。

そこで日本は、2012年から浄水施設の拡張および送配水管網・給水施設の



完成した浄水場全景  
(写真：株式会社TECインターナショナル)

新設への協力を開始しました。国内の政情不安や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により工事の中断を余儀なくされながら、2023年1月に完工し、地元市民への給水を開始し

ました。

日本の協力により、給水車の給水拠点8か所、公共水栓120か所での給水が可能になり、1日に約38万人への給水が行われ、給水人口は施設稼働前の3.4万人から10倍以上に増加していま



公共水栓に水を購入しに来た女性と子どもたち。順番待ちができるほど需要が大きい  
(写真：株式会社TECインターナショナル)

す。給水拠点には、朝から給水車や地域の人々が集まり、昼頃には供給する水を全て配り終える状況であり、住民からは、「給水までにかかる時間が短くなった」「きれいな水がこれまでよりも安い料金で手に入れられるようになった」といった喜びの声が寄せられています。

安全な水へのアクセスは、人々の生活に欠くことのできない基本的な権利です。日本は今後も、こうした基本的な社会経済基盤の整備を通じて、人々の生活を守り、南スーダンの国造りを後押ししていきます。

### (4) 防災の主流化と持続可能な都市の実現

気候変動の影響により、災害が頻発し、規模や範囲が大きくなることも懸念される中、災害に対して脆弱な開発途上国では、災害による経済や社会全体への影響が深刻化しています。防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現に不可欠であり、災害に強い、しなやかな社会を構築し、災害から人々の生命を守るとともに、持続可能な開発を目指す取組が求められています。中でも、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する防災の主流化を推進することが重要となっています。

また、近年、都市の運営に関わる様々な問題が注目されています。例えば、市街地や郊外で排出される大量の廃棄物の処理、大気・水などの汚染、下水・廃棄物処理システムなどのインフラ施設の整備、急激な人口増加とそれに伴う急速な都市化などの問題です。こうした問題に対応し、持続可能な都市の実現に向けて取り組むことが、重要な開発協力課題となっています。

そこでSDGsでは、目標11として、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住の実現」という課題が設定されました。このように、持続可能な都市の実現を含む人間居住の課題解決に向け、国際的な関心が高まっています。

#### 日本の取組

##### ■ 防災協力

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで、防災対策および災害復旧対応において積極的な支援を行っています（ホンジュラスにおける防災の取組については104ページ、キルギスにおける取組については113ページの「案件紹介」を参照）。第3回国連防災世界会議（2015年）において採択された「仙台防災枠組2015-2030」には、防災の主流化、事前防災投資の重要性、多様なステークホルダー（関係者）の関与、災害後において、被災前よりも強靱なまちづくりを行う「より良い復興（Build Back Better）」、女性のリーダーシップの重要性など、日





2022年1月にエクアドルの首都キト市内で発生した土砂災害に対する、キト市職員と日本からの専門家チームによる現地調査。日本は、土砂災害リスクの減少に向けた行政機関の能力向上支援を行っている。(写真：JICA)

本の主張が多く取り入れられました。

2023年は、この「仙台防災枠組2015-2030」の計画期間の折り返し地点と位置付けられることから、5月には国連本部で「仙台防災枠組中間レビュー・ハイレベル会合」が開催され、これまでの防災分野の取組進捗の把握が行われるとともに、気候変動による災害リスクが世界的に高まる中で、2030年までの目標達成に向けた各ステークホルダーの取組加速の必要性などが示されました。

このほか、日本の呼びかけにより、2015年の国連総会において、11月5日を「世界津波の日」とする決議が採択されました。これを受け、2016年より、日本各地で「世界津波の日」高校生サミットが開催されています。これまで5回開催され、2024年秋に熊本市において第6回会合の開催が予定されています。また、2023年11月7日には、日本は国連防災機関（UNDRR）と共催で、国連本部において津波防災の重要性を訴える啓発イベントを開催しました。

また、日本は、国連開発計画（UNDP）と緊密に連携し、アジア太平洋地域の津波の発生リスクが高い国を対象とした津波避難計画の策定や、津波避難訓練などを支援する事業を実施しています。2017年の事業開始以降、例えばタイでは、これまで見過ごされてきた、障害がある生徒への対策も含めた学校避難計画・訓練のガイドラインを策定し、全国2万7,000校で採用されるなど防災の制度化が推進されています。2023年末時点までに、23か国452の学校で津波防災計画の策定・改定、津波教育プログラムを実施し、約19万人の生徒、教師、および自治体やコミュニティの関係者が津波避難訓練に参加しました（トル

コにおける防災教育への取組については60ページの「国際協力の現場から」を参照）。

加えて、2016年から毎年、国連訓練調査研究所（UNITAR）広島事務所と協力し、自然災害に脆弱な開発途上国の女性行政官などを対象に、特に津波発生時の女性の役割やリーダーシップに関する人材育成を支援しています。同事業には、2023年までに39か国から479人が参加しました。

また、日本は、防災ICTシステムの海外展開にも取り組んでいます。日本の防災ICTシステムを活用すれば、情報収集・分析・配信を一貫して行うことができ、コミュニティ・レベルまで、きめ細かい防災情報を迅速かつ確実に伝達することが可能であり、開発途上国の防災能力の向上に貢献しています。

### ■ 持続可能な都市の実現

日本は、防災対策・災害復旧対応や健全な水循環の推進など、人間居住に直結した地球規模課題の解決に向けた取組を進めています。具体的には、日本はその知識と経験をいかし、上下水・廃棄物・エネルギーなどのインフラ整備や、「より良い復興」の考え方を踏まえた防災事業や人材育成などを実施しています。このほか日本は、持続可能な都市開発を推進する国連人間居住計画（UN-Habitat）への支援を通じた取組も進めています。その一例として、UN-Habitat福岡本部（アジア太平洋担当）と連携し、日本の福岡県が有する防災技術などを開発途上国に導入するための支援などを実施しています。

また、2022年のドイツ・ポツダムにおける第1回に続き、第2回のG7都市大臣会合を、日本を議長国として2023年7月に香川県高松市において開催しました。「持続可能な都市の発展に向けた協働」をテーマに、都市におけるネットゼロ・レジリエンス、インクルーシブな都市の実現、都市のデジタル化等に取り組む必要があることを確認し、会合の成果をコミュニケとして取りまとめるとともに、コミュニケの実現に向け、多様な主体との協働の在り方の指針として、開催都市の名前を冠した「香川・高松原則」を発表しました。

## (5) 万人のための質の高い教育

世界には小学校に通うことのできない子どもが約5,800万人もいます。中等教育も含めると、推定約2億4,400万人<sup>注74</sup>が学校に通うことができていません。特に、2000年以降、サブサハラ・アフリカでは、学校に通うことのできない子どもの割合が増加しています。とりわけ、障害のある子ども、少数民族や不利な環境に置かれたコミュニティの子ども、難民や避難民の子ども、遠隔地に住む子どもが取り残されるリスクが最も高くなっています。ロシアのウクライナ侵略により、子どもや学生の教育を受ける権利が奪われるとともに、国際的な交流も停滞しています。また新型コロナウイルス感染症の拡大は、教育システムが抱える脆弱性も顕在化させました。学校閉鎖による学習機会の損失に加え、学校が再開した後も学校に戻らない子どもたちがいることも指摘されており、これらに伴う子どもの栄養不足、早婚、ジェンダー平等などへの影響も懸念されています。

教育は、「人間の安全保障」を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要です。SDGsの目標4として、「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられており、国際社会は、「教育2030行動枠組」<sup>解説</sup>の目標の達成を目指しています。2022年9月に国連本部にて開催された教育変革サミットにおいても、脆弱な状況にある人々に対する教育を守るべく、危機に対応できる教育システムの構築のための国際協力の必要性が示されました。日本は、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワーメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き教育への取組を推進しています。

### 日本の取組

日本は、開発途上国の基礎教育<sup>注75</sup>や高等教育の充実などの幅広い分野で支援を行っています。

とりわけ、就学・学習機会から取り残された女子、障害のある子ども、紛争の影響を受ける地域や難民・避難民やそのホストコミュニティの子どもなど、脆弱な立場に置かれやすい子どもたちへの支援を進めてい

ます。例えば、紛争の影響を受ける地域の子どもたちへの支援として、ウクライナでは遠隔教育機材整備やメンタルヘルスケア支援を実施しています。また、障害のある子どもにも配慮した包摂的な教育や、気候変動対応、防災の視点を持った教育の推進にも取り組んでおり、例えばモンゴルではバリアフリーでかつ地域の防災拠点としても活用できるよう防火扉や備蓄庫を備えた初等・中等教育施設の整備等を行っています（インドにおける高等教育支援については80ページの「国際協力の現場から」を参照。ケニアにおける障害のある子どもに対する取組については86ページの「案件紹介」を参照）。

また、日本は、「教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE)」<sup>解説</sup>に対して、2008年から2023年までに総額約5,141万ドルを拠出しています。2022年の1年間で、1億600万人以上の子どもがGPEによる支援活動の対象となり、67万人以上の教員が研修を受けました。日本は、2021年7月に開催された世界教育サミットにおいて、GPEへの支援継続も含め2021年から2025年までの5年間で15億ドルを超える教育分野に対する支援と、750万人の開発途上国の女子の教育および人材育成のための支援を表明しました。2021年度および2022年度の2年間で125万人以上の女子を支援しており、今後も支援を継続していきます。また、日本は「教育を後回しにはできない基金 (ECW)」<sup>解説</sup>に対して、ウクライナの子どもたちがより安全な環境で学ぶことができるよう、新たに拠出を行うことを表明しました。



ラオスにおける初等教育算数学習改善プロジェクトで、算数学習アプリを使用する小学校3年生の子どもたち（写真：JICA）

<sup>注74</sup> 「Global Education Monitoring Report 2023」211ページおよび214ページ <https://www.unesco.org/gem-report/en/technology>

<sup>注75</sup> 生きていくために必要となる知識、価値そして技能を身に付けるための教育活動。主に初等教育、前期中等教育（日本の中学校に相当）、就学前教育、成人識字教育などを指す。

2022年8月のTICAD 8では、アフリカに対する教育分野（若者や女性を含む人材育成）の取組として、就学促進、包摂性の向上、給食の提供などの取組を通じてこどもの学びを改善し、900万人にSTEM<sup>注76</sup>教育を含む質の高い教育を提供すること、400万人の女子の質の高い教育へのアクセスを改善することを表明しました。また、日・アフリカ間の大学ネットワークの下での人材育成や留学生の受入れなどを通じた高度人材の育成のほか、科学技術分野の研究協力を進めることを表明しました。

具体的な取組として日本は、2004年から、西アフリカ諸国を中心として、学校や保護者、地域住民間の信頼関係を築き、こどもの教育環境を改善するため、「みんなの学校プロジェクト」<sup>注77</sup>を実施しています。世界銀行やGPEなどとも連携して、同プロジェクトの対象各国全土への普及に努めており、2022年10月までに、9か国の約7万校の小中学校で導入されています。また、日本の20以上の大学とも連携し、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）（エジプト）およびジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）/汎アフリカ大学科学技術院（PAUSTI）（ケニア）を拠点とした大学ネットワークを構築し、教育・研究・産学連携等の連携強化を図ることで、研究協力を通じたアフリカ地域全体の社会課題の解決を目指しています。

その他にもアフリカに関しては、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を通じ、アフリカの青年に日本での専門教育やインターンの機会等を提供し、これまでに6,700人を超える若者に対し、将来のアフリカの屋台骨を担う人材を育てる取組を行っています。（ABEイニシアティブについては、139ページの第V部1（6）および143ページの第V部2（2）アを参照）。

アジア太平洋地域においては、国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出している信託基金を通じて、「アジア太平洋地域教育2030会合（APMED2030）」の開催や、教育の質の向上、幼児教育の充実、ノン



ジブチ市で初等教育の質向上に取り組むJICA海外協力隊員（写真：JICA）

フォーマル教育の普及および教員の指導力向上など、SDGsの目標4達成に向けた取組を支援しています。また、日本は、日ASEAN間の高等教育機関のネットワーク強化や、産業界との連携、周辺地域各国との共同研究、および日本の高等教育機関などへの留学生受入れなどの多様な方策を通じて、開発途上国の人材育成を支援しています。

### ■ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

「持続可能な開発のための教育<sup>解説</sup>：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が、UNESCOを主導機関として、2020年1月から開始されました。ESDは、持続可能な社会の創り手の育成を通じ、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものであり、日本は、ESD提唱国として、その推進に引き続き取り組むとともに、UNESCOへの信託基金を通じて、世界でのESDの普及・深化へ貢献しています。また日本は、同信託基金を通じて、ESD実践のための優れた取組を行う機関または団体を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」をUNESCOと共に実施しており、これまでに21団体に授与するなど、積極的にESDの推進に取り組んでいます。

<sup>注76</sup> Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）のそれぞれの単語の頭文字をとったもので、その4つの分野の総称。

<sup>注77</sup> 保護者・教員・地域住民の「みんな」が学校運営委員会を構成し、行政と連携しながら、学校を運営するコミュニティ協働型学校運営という取組。保護者や教員のみならず、地域住民たちが教育の重要性を理解し、地域全体でこどもの学びを支えるもので、2004年にニジェールの小学校23校で開始し、現在ではアフリカ地域内の複数国に広がっている。



IITH全景。東京大学が設計に協力した建物のうち、左から国際交流会館、国際会議場、技術研究棟、ビジネス・インキュベーションセンター、図書館がうかがえる。(写真：川添善行)

インドでは人口増加に伴い労働力人口も増加している一方、技能訓練を受けている人の割合は人口の1割程度にとどまっており、産業界が求める高い技能・技術を備えた人材が不足しています。技術革新が求められる製造業の振興を通じてさらなる雇用創出につなげていくためにも、人材育成は喫緊の課題です。インド政府は、1951年にインド工科大学(IIT)を設立し、インドの産業を支える人材育成において重要な理工学系高等教育に関し、国際レベルの教育と研究の機会を提供していますが、産業界の人材ニーズに応えるため、同大学の一層の拡充が求められていました。インド政府は新たなIITであるハイデラバード校(IITH)の設立について日本へ協力を要請し、2008年10月の日印首脳会談を経て、両国は、日本式経営・工学教育等のインドへの導入を通じて、日印協力の象徴となる一流の教育機関を設立し、日印間の人的および学術的な交流を強化することを目的として協力することで合意しました。

東京大学教授(当時)で、IITH設計のチームリーダーを務める藤野陽三氏は、「IITHの設立には日本の複数の大学が協力しています。2007年のシン首相(当時)からの協力要請を受けて立ち上げられた、日印の産官学関係者から構成される作業部会では、私は都市工学部門でリーダーを務めて日本がIITH設立にどのような貢献ができるか協議しました。東京大学は設計・デザイン力を評価され、設計面で協力することになりました。」と振り返ります。2011年からは東京大学教授(当時)の大野秀敏氏と同准教授の川添善行氏が加わり、東京大学はIITHの象徴となるビジネス・インキュベーションセンター、国際会議場、国際交流会館等計6棟<sup>注1</sup>の設計に協力しました。

設計においては、インド側と計15回の現地での協議を重ねました。大野氏は「ベンガル地方の伝統的な建築に使われる特徴的な屋根の形などインドの文化やデザインを取り入れながら、日本の伝統的な文様や石庭の要素も盛り込みました。国際交流会館前に作った池はインドの階段井戸様式を取り入れたものですが、キャンパスの緑化にもつながっています。」と語ります。川添氏は「東京大学はカレッジ・オブ・デザイン構想など、日本のデザイン力を海外に発信しています。インドは理系分野で特出していますが、今後はデザイン力や質

の向上も求められており、今回の協力で日本のデザイン力を伝えられたのではないかと考えています。設計での協力では、図面を渡すだけでなく建設において質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症拡大期においてもテレビ会議等で協議を続けました。質の高い建造物を完成させるためには図面以上のコミットをするという、品質へのこだわりを伝える日本らしい協力の姿勢も示しました。」と語ります。

藤野氏は「日本が設計に携わったビジネス・インキュベーションセンターでは、日系企業がIITHと共同研究を行うセンターを開設するなど、産学協力にもつながっています。IITHには日本の建築学科にあたる学科はありませんが、設計への協力をきっかけに私たちも現地で講義を行う予定です。」と今後の展望を語ります。日本はIITHの人材育成にも協力しています。2020年までに、IITHからは研究人材育成支援プログラムとしてJICAの奨学金により116人が日本の大学に留学し、その中には日本で博士号を取得した後、IITHの教授陣に加わった人もいます。JICAおよび日本貿易振興機構(JETRO)は、IITHとの共催で2023年までに計6回、日系企業による就職説明会を行うなど、産業人材の交流も活発になりつつあります。ハイデラバード校を拠点とした、日印の交流が活発になることが期待されます。



現地でのIITH側との協議の様子(写真右から川添氏、大野氏、藤野氏、デザイIITH学長(当時))(写真：藤野陽三)

注1 その後、IITH側からビジネス・インキュベーションセンターと同じデザインで技術研究棟の追加建設希望があり、日本が設計に協力した建造物は計7棟となっている。



## 用語解説

### 教育2030行動枠組 (Education 2030 Framework for Action)

万人のための教育を目指して、2000年にセネガルのダカールで開かれた「世界教育フォーラム」で採択された「万人のための教育 (EFA) ダカール行動枠組」の後継となる行動枠組み。2015年のUNESCO総会と併せて開催された「教育2030ハイレベル会合」で採択された。

### 教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE : Global Partnership for Education)

開発途上国、ドナー国・機関、市民社会、民間企業・財団が参加し、2002年に世界銀行主導で設立された開発途上国の教育セクターを支援する国際的なパートナーシップ。2011年にファスト・トラック・イニシアティブ (FTI : Fast Track Initiative) から改称された。

### 教育を後回しにはできない基金 (ECW : Education Cannot Wait)

紛争や自然災害など緊急事態下の子どもや若年層が教育を受けられるよう支援することを目的として、2016年5月にイスタンブールで開催された国連主催の「世界人道サミット」で設立された基金。

### 持続可能な開発のための教育 (ESD : Education for Sustainable Development)

持続可能な社会の創り手を育む教育。2017年の第72回国連総会決議において、ESDがSDGsの全ての目標達成に向けた鍵となることが確認され、2019年の第74回国連総会決議で採択された「ESD for 2030」においても、そのことが再確認された。「ESD for 2030」は、「国連ESDの10年 (UNDESD)」(2005年から2014年)、および「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム (GAP)」(2015年から2019年)の後継プログラムであり、2020年から2030年までの新しい国際的な実施枠組み。

## (6) ジェンダー主流化・包摂的な社会

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に、男性の視点に基づいて形成されていることが多く、女性は様々な面で脆弱な立場に置かれやすい状況にあります。一方、女性は開発の重要な担い手であり、女性の参画は女性自身のためだけでなく、開発のより良い効果にもつながります。例えば、これまで教育の機会に恵まなかった女性が読み書き能力を向上させることは、公衆衛生やHIV/エイズなどの感染症予防に関する正しい知識へのアクセスを向上させるとともに、適切な家族計画につながり、女性の社会進出や経済的エンパワーメントを促進します。さらには、開発途上国の持続可能で包摂的な経済成長にも寄与するものです。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030アジェンダ)」では、「ジェンダー平等の実現と女性と女児の能力向上は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」であると力強く謳われています。また、SDGsの目標5において、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性および女児の能力強化を行う」ことが掲げられています。「質の高い成長」を実現するためには、ジェンダー平

等と女性の活躍推進が不可欠であり、開発協力のあらゆる段階に男女が等しく参画し、等しくその恩恵を受けることが重要です。

また、貧困・紛争・感染症・テロ・災害などの様々な課題から生じる影響は、国や地域、女性や子どもなど、個人の置かれた立場によって異なります。感染症、紛争、大規模災害等により、世界の貧困人口は増加に転じるとともに、一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られており、脆弱な立場に置かれやすい人々への支援が一層求められています。SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、一人ひとりの保護と強化に焦点を当てた人間の安全保障の考え方が重要です。

### 日本の取組

#### ■ 女性の能力強化・参画の促進

「女性の活躍推進のための開発戦略」<sup>注78</sup>では、(i) 女性の権利の尊重、(ii) 女性の能力発揮のための基盤の整備、(iii) 政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上、を基本原則に位置付け、日本は国際社会において、ジェンダー主流化<sup>注79</sup>、ジェンダー平等、女性および女児のエンパワーメント推進に向けた取組を進めています。

<sup>注78</sup> 2016年に策定された、開発協力における女性活躍推進のための課題別政策。

<sup>注79</sup> あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。開発分野においては、開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのこと。



グアテマラ・ソロラ県でJICA専門家から起業研修を受ける女性たち (写真：JICA)

日本は、女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) <sup>注80</sup> に2018年に5,000万ドルの拠出を行い、2023年6月に追加で500万ドルの拠出を行いました。2023年6月時点で、67か国で149,256社の女性が経営・所有する中小企業に支援を実施しています。そのうち具体的には、127,428社の女性が経営・所有する中小企業が資金援助を受け、28,404社が経営に必要な技術や知識習得のための研修を受講しました。また、世界銀行によると、開発途上国では女性が経営する中小企業の70%が金融機関から資金調達ができない、もしくは劣悪な借入条件を課されてしまうため、We-Fiを通じて、性差別のない法制度整備の促進や、女性経営者が資金や市場に平等にアクセスできるよう支援を行っています。

日本は、2023年のG7議長国として、G7におけるジェンダーに関する取組を主導しました (詳細は6ページの第I部2を参照)。

12月には、G7の首脳に対してジェンダー平等に関する提言を行う外部諮問機関であるジェンダー平等アドバイザリー評議会 (GEAC) が、岸田総理大臣に提言を取りまとめた最終報告書「包摂的、平和的、公正な社会のためのジェンダー主流化」を提出しました。また、同月、GEAC・国際女性会議 WAW! <sup>注81</sup> フォローアップイベントとして、GEAC 報告書発表シンポジウムおよび「国際平和と安全保障への女性の参画促進に日本はどう貢献できるか？」をテーマとした、女

性・平和・安全保障 (WPS) に関するパネルディスカッションを開催し、実務家レベルやハイレベルでの議論を行いました。

このほか日本は、国連女性機関 (UN Women) を通じた支援も実施しており、2022年には約1,400万ドル、2023年には約2,100万ドルを拠出し、女性の政治的参画、経済的エンパワーメント、女性・女児に対する性的およびジェンダーに基づく暴力撤廃、平和・安全保障分野の女性の役割強化、政策・予算におけるジェンダー配慮強化などの取組を支援しています。また、2023年はアフガニスタンやウクライナを始めとするアフリカ、中東、アジア、東欧地域において、紛争や災害等で経済的・社会的影響を受けた女性たちの緊急支援や生計手段の確保等の支援を行いました。例えば、パキスタンでは、2月から8月までの半年間で、女性の自立を促すため、60か所の女性のコミュニティセンターが設立され、女性6,609人、女児1,131人が同センターを利用し、7,000人の女性の身分証明入手手続を支援した他、280人の男性およびコミュニティリーダーに対し、ジェンダーに基づく暴力対策とジェンダー平等に関する知識向上のための支援を行いました。

紛争下の性的暴力に関しては、日本としても看過できない問題であるという立場から、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所 (OSRSG-SVC) と



カメルーンにおいて、ジェンダーに基づく暴力等の脅威から国内避難民の保護および国内避難民の強靭性強化を目指すプロジェクトで研修に参加する女性たち (写真：UN Women/Melvin Songwe, United Youth Organization)

<sup>注80</sup> 2017年のG20ハンプルク・サミットで立ち上げを発表。開発途上国の女性起業家や、女性が所有・経営する中小企業などが直面する、資金アクセスや制度上の様々な障壁の克服を支援することで、開発途上国の女性の迅速な経済的自立および経済・社会参画を促進し、地域の安定、復興、平和構築を実現することを目的としている。

<sup>注81</sup> 日本政府の最重要課題の一つであるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを国内外で実現するための取組の一環として2014年から開催している国際会議。World Assembly for Womenの略称で、「ワウ!」と呼ばれている。



ディグニティ（尊厳）キットを受け取ったエチオピア国内避難民の女性たち（写真：UNFPAエチオピア事務所）

の連携を重視しています<sup>注82</sup>。2023年、日本は同事務所に対し、約104万ドルを拠出し、マリにおいて、武装勢力による紛争関連性的暴力の被害にあった女性およびそのリスクのある女性に対して、医療・精神的支援や社会経済的統合に関する支援等を実施しています。

また、日本は、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）<sup>解説</sup>に対し、2023年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計800万ユーロを拠出しました。理事会メンバーとして、アフガニスタンやウクライナ、コンゴ民主共和国を始めとする紛争影響地域での紛争関連の性的暴力生存者支援に積極的に貢献しています。

### ■ 女性・平和・安全保障（WPS）

女性と平和・安全保障（WPS）の問題を明確に関連づけた初の安保理決議として、2000年に採択された国連安保理決議第1325号<sup>注83</sup>および関連決議の実施のため、日本は2015年から行動計画を策定しています。2023年4月には政府関係省庁、有識者との意見交換、NGO・市民社会との意見交換、パブリックコメントを踏まえ、第3次行動計画（2023－2028）を策定しました。具体的には、日本は関係省庁の協力の下、主に国際機関や二国間支援を通して紛争影響国や脆弱国の女性支援を実施しています。

2023年9月、上川外務大臣は「WPSフォーカスポイント・ネットワーク<sup>注84</sup> ハイレベル・サイドイベント」に出席し、日本は安保理非常任理事国としてWPSの議論を国連の重要アジェンダとして進めていく旨表明しました。

また12月、上川外務大臣は、日本が共催国を務めた「第2回グローバル難民フォーラム」に出席し、難民・避難民への対応を考える上でWPSの考え方が不可欠である旨述べました（「第2回グローバル難民フォーラム」については49ページの「開発協カトピックス」を参照）。

外務省では、2024年1月、省内横断的な連携を目的としたWPSタスクフォースを設置しました。

G7の枠組みではG7WPS<sup>注85</sup> パートナーシップ・イニシアティブ（2018年）の下、日本はスリランカをパートナー国として2019年から同国の女性・平和・安全保障に関する行動計画策定支援や、その事業として26年間の内戦で取り残された寡婦世帯を含めた女性の経済的エンパワーメント支援を行っています。本パートナーシップによる生計支援が経済的に立ち直るきっかけになるとともに、地域の平和構築・回復にも貢献しているとスリランカ政府からも歓迎されています（外務省作成の「紛争やその後の混乱にある国で働く日本人女性」に焦点を当てたドキュメンタ



2023年9月、「WPSフォーカスポイント・ネットワーク ハイレベル・サイドイベント」でステートメントを行う上川外務大臣

<sup>注82</sup> 紛争下の性的暴力防止に関する日本の取組については、外務省ホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w\\_000129.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1w_000129.html)）も参照。

<sup>注83</sup> 2000年、国連安全保障理事会（国連安保理）において、同理事会史上初めて、国際的な平和と紛争予防、紛争解決には女性の平等な参画や紛争下の性暴力からの保護、ジェンダー平等が必要であると明記した「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）に関する安保理決議第1325号」が全会一致で採択された。

<sup>注84</sup> 国連加盟国のWPSに関する最大のネットワークで、教訓や好事例を共有。政府以外に北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、アフリカ連合（AU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等の地域機構も参加。2023年9月現在、90か国・10地域機構の合計100のメンバーが参加。

<sup>注85</sup> G7 Women, Peace and Securityの略。

リー動画については152ページの「開発協カトピックス」を参照)。

## ■ 脆弱な立場に置かれやすい人々への支援

(障害と開発)

障害のある人々は、社会において困難な立場に置かれやすい状況にあります。日本のODAでは、障害のある人を含めた、社会において公平な参加を阻害されている人々の状況に配慮しています。障害者権利条約<sup>注86</sup>第32条も、締約国は国際協力およびその促進のための措置を取ることとしています。

障害者施策は福祉、保健・医療、教育、雇用など、多くの分野にわたっており、日本はこれらの分野で積み重ねてきた技術や経験を、ODAやNGOの活動などを通じて開発途上国の障害者施策に役立てています。

例えば、日本は、鉄道建設、空港建設の設計においてバリアフリー化を図るとともに、リハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与を行うなど、現地の様々なニーズにきめ細かく対応しています。また、障害と開発に携わる組織や人材の能力向上を図るために、JICAを通じて、開発途上国からの研修員の受入れや、社会参加や就労促進を目的とした専門家、JICA海外協力隊の派遣など、幅広い技術協力も行っています(ケニアにおける障害児支援については86ページの「案件紹介」を参照。また東ティモールの選挙における取組については57ページの「案件紹介」を参照)。

(子どもへの支援)

子どもについては、一般的に脆弱な立場に置かれやすく、今日、紛争や自然災害などに加え、新型コロナウイルス感染症の余波もあり、世界各地で多くの子どもたちが苛酷な状況に置かれています。日本は二国間の協力や国際機関を経由した協力など、様々な形で子どもを対象に人道支援や開発協力を行っています。2023年には、国連児童基金(UNICEF)を通じて、アジア、大洋州、東欧、中東、アフリカ地域などの



ボリビアの特別支援学校にて知的障害を有する生徒を対象に活動するJICA海外協力隊員(写真: JICA)

40か国において、貧困、紛争、気候変動により増大する自然災害、依然として残る新型コロナなどの影響を受ける子どもへの支援を実施しました。

草の根レベルの経済社会開発の取組を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力<sup>注87</sup>では、学校の建設や改修、病院への医療機材の供与、水供給設備の整備などを通じて、子どもたちの生活環境の改善に貢献するプロジェクトを実施しています。

例えば、タイでは、カンチャナブリー県の児童養護施設に対し、送迎用車両を整備する協力を行いました。これにより、同施設に保護されている子どもたちの通学や通院等に必要な送迎を安全かつ効率的に実施することが可能となり、子どもたちの生活環境や教育環境の向上などに貢献することが期待されます。

また、ウルグアイでは、トレインタイトレス県にある小中学校・高等学校において学童クラブを整備する協力を行いました。これにより、同学校に通う児童に対する栄養豊富な食事や、適切な学習環境の提供、さらには待機児童問題の解消が期待されます。

(紛争下にある人々への支援)

紛争下においては、障害者や子どもを含む社会において困難な立場にある人々が最も影響を受けやすい点も看過できません。紛争や地雷などによる障害者、孤児、寡婦、児童兵を含む元戦闘員に加え、急増する子どもの難民や避難民などの社会的弱者は、紛争の影響

<sup>注86</sup> 障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。日本は2014年に締結した。

<sup>注87</sup> 人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上国における経済社会開発を目的とし、住民に直接貢献する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する無償資金協力の一つ(供与限度額は原則1,000万円以下)で、資金供与対象は現地NGOや地方公共団体など。事業の概要や実績の詳細については、外務省ホームページ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/kaigai/human\\_ah/](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/))を参照。





ゆとりのある環境で授業を受けるパレスチナの Halbasa・Pani・Halasa 村小学校の生徒

を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の恩恵を受けにくい現実があります。

こうした観点から、日本は、児童兵の社会復帰や紛争下で最も弱い立場にある児童の保護・エンパワメントのため、国連児童基金（UNICEF）を通じた支援を行っており、例えばイラクやコンゴ民主共和国における元児童兵の社会統合支援、アフガニスタンやソマリアにおける家族と離れ離れになったこどもの保護、ミャンマーにおける爆発物危険回避教育、エチオピアやマリにおける性的暴力を受けたこどもや女性の保護、ウクライナにおけるこどもの心のケア等を実施し



シエラレオネ国内唯一の第3次小児専門病院のサービス向上に向け、病院関係者と協議を行う日本人専門家（写真：アスカ・ワールド・コンサルタント株式会社）

ています。

また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、難民・避難民の保護活動を行うとともに、中でも脆弱な立場に置かれやすい人々のニーズにそった人道支援を実施しています。例えば、ウガンダでは、難民居住地域のこどもたちに対する心理社会的支援を通じて、暴力や虐待、搾取からの保護活動を行っているほか、ウクライナでは、戦火により住む場所を失った高齢者や女性が世帯主となっている世帯等、脆弱な立場におかれる人々に対して、生活物資の提供やシェルター支援、法的支援等を実施しています（難民キャンプにおける、NGOを通じたこどもの難民への支援については133ページの「案件紹介」を参照）。



## 用語解説

### 紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）

2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムクウェゲ医師およびナディア・ムラド氏を中心となって創設した基金。紛争関連の性的暴力によって傷ついた生存者の多くが公式な償いを受けていないという状況を背景に、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を目的としている。生存者支援や救済のための司法制度の整備に関する啓発活動を行っている。

## 案件紹介

5

### 包摂的な社会を目指して

#### 障害児のための総合ケアセンター建設計画

草の根・人間の安全保障無償資金協力（2021年8月～2022年10月）

ケニア



ケニアでは、障害児に医療やリハビリテーション、教育・社会的支援を提供する施設が限られており、障害を持つ子どもやその家族は居場所がなく、孤立しがちです。施設に通えない障害児の家族は、子どものケアのために社会参加もできないという課題も抱えており、周囲の偏見や過重な負担から家庭崩壊が起こることも珍しくありません。そのような中、日本人医師の公文和子氏は2015年、シロアムの園<sup>その</sup>を設立し、主に自閉症や脳性麻痺<sup>ひび</sup>等に伴う障害を持った子どもに、通所型の医療・療育サービスの提供を廉価で開始しました。しかし、施設の規模を超えるほど利用者が増え、混雑による医療



施設を利用する子どもとコミュニケーションをとる公文医師（写真：シロアムの園（千葉康由））

サービスの低下や、衛生環境の悪化などの課題に直面するようになりました。利用を希望する待機児童も多く、施設の拡大が急務となっていました。

サービスの低下や、衛生環境の悪化などの課題に直面するようになりました。利用を希望する待機児童も多く、施設の拡大が急務となっていました。

日本は、草の根・人間の安全保障無償資金協力<sup>注1</sup>によっ

て、施設には、診察室やリハビリテーション室、ソーシャルワーカーの執務室のほか、障害児用トイレも完備されています。

本事業により施設が拡充されたことで、シロアムの園は、地域に暮らす障

害児をより多く受け入れることができるようになりました。バリアフリーや安全性も確保され、適切な環境で充実した医療・療育サービスを提供できるようになりました。また、施設設備の充実により、活動オプションも増加し、これまで障害児のケアのために社会参加できなかった家族の社会的・経済的な自立も促進されました。

日本は、今後も、様々なパートナーと連携しながら、地域コミュニティの自立性、社会参加を促進し、全ての人が開発に参画し、恩恵を受けることができる多様で包摂的な社会の実現を目指して、持続可能な開発を支援していきます。



日本政府の支援を通じて拡充された施設を利用する子どもとスタッフ（写真：シロアムの園（千葉康由））

注1 84ページの注87を参照。

## (7) 文化・スポーツ

国を象徴するような文化遺産は、観光資源として開発が進めば、地域での雇用創出につながるなど、周辺住民の生活向上に有効に活用できます。国外からの観光客を魅了するような文化遺産は、自国経済の重要な外貨獲得源にもなり得ます。一方、資金や機材、技術などの不足から、存続の危機に晒されている文化遺産も多く存在し、このような文化遺産を守るための支援が必要とされています。世界的に価値のある建造物などを「人類共通の遺産」として保護する国際的枠組みである世界遺産条約<sup>注88</sup>では、遺産の保護とそのための国際協力は国際社会全体の義務であるとされてお

り、こうした開発途上国の貴重な文化遺産を始めとする文化の保護・振興は、対象国のみならず、国際社会全体が取り組むべき課題でもあります。

スポーツは、国民の健康の維持・増進に寄与するだけでなく、「人間の安全保障」を推進するための「人への投資」として重要な教育の一手段としても位置付けられます。相手を尊重する気持ちや他者との相互理解の精神、および規範意識を育むことにも貢献するものであり、スポーツの持つ影響力やポジティブな力は、開発途上国に開発・発展の「きっかけ」を与える役割を果たします。

注88 正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。文化遺産や自然遺産を人類全体のための遺産として損傷、破壊などの脅威から保護し、保存していくために、国際的な協力および援助の体制を確立することを目的とした条約。1972年の国連教育科学文化機関（UNESCO）総会で採択され、1975年に発効、日本は1992年に締結している。

## 日本の取組

日本は、文化無償資金協力<sup>解説</sup>を通じて、1975年から、開発途上国の文化（スポーツを含む）・高等教育の振興、文化遺産の保全などのための支援を実施しています。文化無償資金協力によって整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。2023年には、日本語教育を含む教育分野、文化遺産保存分野、スポーツ分野への支援を含む20件の文化無償資金協力を実施しました。

また、日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に設置した「日本信託基金」などを通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを支援しています。2023年度は約6億円を拠出し、その中から文化遺産分野の事業を複数実施しています。特に、将来、自らの手で自国の文化遺産を守っていきけるよう、日本は開発途上国の人材育成に力を入れており、日本人専門家を中心とした国際的専門家の派遣や、ワークショップの開催などを通じて、技術や知識の移転に努めています。また、有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、口承伝承（語り伝え）などの無形文化遺産についても、同じく日本信託基金を通じて、継承者の育成や記録保存、保護のための体制作りなどを支援しています。

ほかにも、アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業として、アジア太平洋地域から文化遺産保護に携わる若手専門家を招き、文化遺産保護の能力向上を目的とした研修事業を実施しています。木造建築物の保存修復と考古遺跡の調査記録についての研修を隔年で行っているほか、2023年は中央アジア地域（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキ



開発教育に取り組む教員を開発協力の現場に派遣し、帰国後そこで得た学びを授業にいかすことを目的とした教師海外研修事業で、ラオスのソークカム小学校で日本文化紹介授業を行う日本人教師（写真：JICA）

スタン）の専門家を対象に、デジタル技術を用いた考古遺物の記録、保存および展示に関する研修をオンライン形式で実施しました。

スポーツ分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を高めるべく2014年から開始された国際貢献策「スポーツ・フォー・トゥモロー」<sup>注89</sup>を、同大会終了後も継承しています。本事業は、スポーツを通じた国際交流・協力により、日本の存在感を示す取組を発展的に実施していくとともに、日本の強みをいかしたスポーツ分野の国際協力事業を通じてSDGsにも貢献することを目指しています。2023年は、スポーツ分野において105人のJICA海外協力隊員を開発途上国に派遣しました。このほか、スポーツ関連設備や器材の提供、指導者や選手の派遣および招へい、スポーツ分野での技術協力・日本文化紹介・人材育成といった事業を展開しています<sup>注90</sup>。



## 用語解説

### 文化無償資金協力

開発途上国における文化（スポーツを含む）・高等教育振興、および文化遺産保全に使用される資機材の購入や施設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化・教育の発展および日本とこれらの諸国との文化交流を促進し、友好関係および相互理解の増進を図るための無償資金協力。開発途上国の政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」と、NGOや地方公共団体などを対象として小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の2つの枠組みがある。

<sup>注89</sup> スポーツ・フォー・トゥモローホームページ <https://www.sport4tomorrow.jpnsport.go.jp/jp/>

<sup>注90</sup> 外務省によるスポーツ外交の取組 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sports/index.html>

## 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

～中間年における日本の取組～

国際社会は歴史的な転換点にあり、貧困・格差、戦争・紛争、テロ、難民・避難民、感染症、自然災害、気候変動、環境問題など、国境を越える様々な課題に直面しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略、イスラエル・パレスチナ情勢の緊迫等により、こうした地球規模の課題が、食料・エネルギー安全保障など相互に関連する複合的なリスクを生み出し、脆弱な状況にある人々ほど大きな打撃を受け、人間の安全保障が脅かされることを改めて示しました。

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）<sup>注1</sup>は、誰一人取り残すことなく、平和、法の支配や人権も含む、地球規模課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標です。日本は、平和国家、そして責任ある主要国として、「人間の安全保障」の理念に基づき、SDGsを始めとする国際的な協力を牽引すべき立場にあるとの考えに基づき、相互に関連する複合的なリスクへの対応および予防に取り組む、国際社会のSDGs達成に貢献します。



SDGsの達成のためには、旧来の先進国と開発途上国という区別を越えた国際社会の連携が必要です。また、政府や開発機関のみならず、民間企業、地方公共団体、研究機関、市民社会、そして個人などあらゆる主体による行動が求められています。日本政府は、ODAを触媒として様々な取組をつなぎ、厚みのあるアプローチによって、開発途上国を含む国際社会全体でSDGsを達成できるよう様々な面から支援しています。

日本政府は総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を立ち上げ、SDGs推進の方向性を定めた「SDGs実施指針」の策定などを通じ、SDGs達成



SDG サミット 2023 で演説を行う岸田総理大臣（写真：内閣広報室）

のための取組を国内外で精力的に行っています。

2023年は、SDGs達成年限である2030年までの「中間年」でしたが、国際社会が複合的な危機に直面する中で、その達成は危機に瀕しています。こうした中で開催された2023年6月の「新たな国際的開発資金取決めのための首脳会合」において、林外務大臣（当時）は、「民間企業との連帯」、「資金調達における連帯」、「オーナーシップとの連帯」の3つの連帯の重要性を強調しました。9月のSDGサミット<sup>注2</sup>において、岸田総理大臣は、国際社会が様々な困難に直面する今こそ「誰一人取り残さない」というSDGsの原点に立ち返るべきであること、日本が一貫して主張してきた「人間の安全保障」こそが「人間の尊厳」に基づくSDGs達成の鍵であることを改めて強調しつつ、日本として国際社会のSDGs達成に向けた取組を力強く牽引し、その先の未来を切り開いていくとの決意を表明しました。また、12月には「SDGs実施指針」を新しい時代に合わせた内容に改定しました。日本は、改定された新たな実施指針に基づき、国内外の様々なアクターとの連携を強化しながら、国際社会全体でのSDGs達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

注1 32ページの用語解説を参照。

注2 SDGsの実施の促進等のため、国連総会の下で4年に一度開催されているもの。2023年は9月18日・19日の日程で実施され、岸田総理大臣は19日の「団結と連帯」をテーマとする会合に出席した。